

# 高砂市議会基本条例

## 目次

### 前文

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 議員の活動原則（第4条・第5条）
- 第3章 議会運営の原則等（第6条・第7条）
- 第4章 市長等との関係（第8条・第9条）
- 第5章 議会の機能の強化（第10条－第12条）
- 第6章 市民との関係（第13条－第16条）
- 第7章 議会改革の推進（第17条）
- 第8章 政治倫理（第18条）
- 第9章 議会事務局等（第19条・第20条）
- 第10章 補則（第21条・第22条）

### 附則

#### 【条文】

##### 前文

高砂市議会は、日本国憲法及び地方自治法に定められた二元代表制の下、議決機関として、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と緊張ある関係を保ち、あらゆる権能を行使しながら歩んできた歴史と伝統がある。

しかしながら、地方分権の進展に伴い、従来の議会の権能の行使に加え、政策立案の機能が市議会においても求められている。

ここに、高砂市議会は、市民の負託に全力で応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

#### 【解説】

高砂市議会は、地方分権改革における二元代表制を堅持しつつ、執行機関から自立した中で、市長その他の執行機関とは緊張ある関係を保ちながら、あらゆる権能を巧みに行使し主導的に議会運営を行ってきた歴史がある。

平成13年3月に「高砂市産業廃棄物施設の設置に係る紛争の予防に関する条例」を平成23年6月に「高砂市子どもを虐待から守る条例」を議員提案にて制定し、政策立案にも取り組んできた。

高砂市議会は、伝統ある議会運営を伝承しつつ、市民福祉の向上及び市勢の発展に全力を尽くすことを目指す。

# 高砂市議会基本条例

## 【条文】

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この条例は、議会の基本理念、基本方針その他議会に関する基本的事項を定めることにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

## 【解説】

この条例の目的は高砂市議会が「市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与する」ことを明記し、基本理念をはじめとする各事項を定めるものである。

## 【条文】

#### (基本理念)

**第2条** 議会は、二元代表制の下、分権時代を先導する議会を目指し、真の地方自治の実現に取り組むものとする。

## 【解説】

伝統ある議会運営を伝承し、二元代表制の下、自立した機関として、積極的に政策提言などを行い、もって真の地方自治の実現を目指すことを定めるものである。

## 【条文】

#### (基本方針)

**第3条** 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき議会活動を行うものとする。

- (1) 原則、議会及び委員会は、公開とし、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 議会は、議案の審議又は審査を行うほか、政策形成機能の強化に努めること。
- (3) 伝統ある議会運営を伝承しつつ、議会改革に取り組むこと。

## 【解説】

前条の基本理念を踏まえ、その達成のため基本方針を定めるものである。

原則、議会及び委員会は公開とし、詳細は別途（会議規則・委員会条例）定めるものである。主導性ある議会を目指す。そのために議会活動の恒常化に努

# 高砂市議会基本条例

め、市民の意見を聴取して政策立案に主体的に関与するものである。

## 【条文】

### 第2章 議員の活動原則

#### (議員の活動原則)

第4条 議員は、多様な市民の意見を把握し、議会活動を通じて、市民の負託に応えるものとする。

2 議員は、日常の調査研究、研修等を通じて自らの能力と資質の向上に努めなければならない。

3 議員は、政策立案及び政策提言の能力の向上に積極的に努めなければならない。

## 【解説】

議員の活動の原則を定めたものである。

直接選挙で選ばれた者として、地域の課題のみならず、市民の代弁者としての期待に応えることはもとより、日々の研鑽等を通して自己の能力及び資質向上に努めなければならないとしたものである。

## 【条文】

### (会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

## 【解説】

議員は、議会活動を行うために、会派を結成することができる。政策立案や政策提言等について、合意形成するための調整に取り組むことができることを定めるものである。

## 【条文】

### 第3章 議会運営の原則等

#### (議会運営の原則)

第6条 議会は、円滑かつ効率的な運営に努め、その役割を果たさなければならない。

2 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。

3 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの所管事項又は設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

# 高砂市議会基本条例

## 【解説】

議会は、議案の審議又は審査を行うために円滑かつ効率的な運営に努め、議会の機能をしっかりと発揮し、その役割を果たしていくことを定めるものである。

## 【条文】

### (議会の説明責任)

**第7条** 議会は、議会活動全般に関し、市民に対して説明する責務を有する。

## 【解説】

議会は、市民に対して説明責任があることを定めたものである。

## 【条文】

### 第4章 市長等との関係

#### (市長等との関係の基本原則)

**第8条** 議会は、二元代表制の下で、市長と共に市民代表として各々の権限を分かちつつ、緊張ある関係を保つよう努めなければならない。

## 【解説】

二元代表制の下での議会と市長等との関係を定めた。

自立した機関としての役割を担い、チェック&バランスに努め、自治体の重要事項は議会の権限として捉える。

## 【条文】

### (政策立案及び政策提言)

**第9条** 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

## 【解説】

自立した機関として、主導性ある議会を目指し、政策立案に主体的に関与していくことを定めるものである。

## 【条文】

### 第5章 議会の機能の強化

#### (議会の機能の強化)

**第10条** 議会は、市長等への監視機能を常に意識し、議会の活性化に努めなければならない。

# 高砂市議会基本条例

## 【解説】

議会の権限である監視機能を十分に発揮して、議会の活性化を図る。

## 【条文】

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、別に条例で定めるところによる。

## 【解説】

議会の権能を高めるための議会の議決事項の追加事件について別に条例で定める。（高砂市議会の議決すべき事件を定める条例（平成25年高砂市条例第38号））

## 【条文】

(政務活動費)

第12条 会派及び会派に属さない議員は、政務活動費を有効に活用しなければならない。

2 政務活動費に関しては、別に条例で定めるところによる。

## 【解説】

会派及び会派に属さない議員は、その役割を果たすため、政策立案能力等の向上に努力し、政務活動費を有効に活用することを定めたもの。政務活動費に関することは別に条例で定める。（高砂市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年高砂市条例第5号））

## 【条文】

### 第6章 市民との関係

(市民の議会への参画)

第13条 議会は、市民が議会活動に参画する機会の確保に努めなければならない。

(公聴会及び参考人)

第14条 議会は、委員会において、公聴会及び参考人の制度を活用し、市民の意向の把握に努めなければならない。

## 【解説】

議会は、これまでも市民参加型の研修会や参考人制度、公聴会等のツールを

# 高砂市議会基本条例

用いて市民が議会活動に参画しやすくするために努めてきた。今後も、その機会の確保に努力することを定めたものである。

## 【条文】

### (議会報告会)

**第15条** 議会は、市民への報告と意見交換の場として、議会報告会を行う。  
**2** 議会報告会に関することは、別に定める。

## 【解説】

市民への報告と意見交換の場として、議会報告会について定めるものである。実施に関しては別に定める。

## 【条文】

### (広報機能の充実)

**第16条** 議会は、多様な媒体を用いて市民への情報提供に努めなければならない。

## 【解説】

議会は、市議会だより編集委員会を設置して定期的に「議会だより」を発行してきました。また、平成23年に本会議のインターネット録画の放映開始、平成24年には議会改革の取組内容を市のホームページに掲載しました。今後もそれらの充実やSNS等の活用も検討していく考えである。

※SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）代表的な例として、ツイッター、フェイスブックなど。

## 【条文】

### 第7章 議会改革の推進

#### (議会改革)

**第17条** 議会は、議会改革に継続的に取り組むようにしなければならない。

## 【解説】

平成24年3月定例会にて「議会改革検討特別委員会」を設置以来、議会が抱える多くの課題に取り組み、対策を検討し、結果を残してきたことは自負できる。

今後も新たなスタートラインに立ち継続的に取り組むものとする。

# 高砂市議会基本条例

## 【条文】

### 第8章 政治倫理

#### (政治倫理)

第18条 議員は、高砂市議会議員政治倫理条例（平成5年高砂市条例第29号）を遵守しなければならない。

## 【解説】

市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、清廉で民主的な市政の発展に寄与することを目的とし、平成5年12月「高砂市議会議員政治倫理条例」を制定した。

本条は、その義務と責任について定めたものである。

## 【条文】

### 第9章 議会事務局等

#### (議会事務局)

第19条 議会は、政策立案及び政策提言の能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

## 【解説】

議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うためには、議会事務局の機能及び組織体制の強化が必要であることを定めたものである。

## 【条文】

#### (議会図書室)

第20条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を管理し、その設備充実に努め、有効活用を図るものとする。

## 【解説】

議会は、議員の調査研究に必要な図書等の充実と有効活用を図ることを定めたものである。

# 高砂市議会基本条例

---

## 【条文】

### 第10章 補則

#### (他の条例との関係)

第21条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

## 【解説】

この条例は、他の条例等の制定、改廃においてはこの条例との整合を図ることを定めたものである。

## 【条文】

### (検討)

第22条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 【解説】

この条例は、必要に応じて見直し検討の措置について定めたものである。